

# 福井原発訴訟支える会ニュース

2014年7月16日  
発行 支える会  
連絡先 吉原穂法律事務所  
Tel 077-510-5262

## 仮処分に関する審尋が行われました

7月15日、関西電力と日本原電の原発再稼働差し止めの仮処分に関する審尋が大津地裁で行われました。仮処分に関する取り扱いを変更していく方向であることについてはすでにお知らせしているとおりであり、申立人の同意を得て緊急性の高いもの（大飯3、4号機、高浜3、4号機）に絞って早期に結論を求めて行く方向を裁判所、関西電力および日本原電に対して通告し確認しました。

次回の期日までに、申立人の同意手続きを完了させ、緊急性の低いものについては取り下げ、かつ、現在の仮処分の対象になっていない高浜3号機について新規に申し立て、併合申請をする予定です。次回の期日は、9月22日（月）11：00から、前記の手続きが完了すれば、関西電力だけを相手にして主張する予定です。

## 「福井地裁の次に裁判所の判断を求めることになる」

## 「原発再稼働差し止めの大きな流れをつくりたい」

審尋のあと、記者との間で以下のようなやりとりが行われました。

Q1. 次回は何を主張するのか？

井戸弁護士 地震の問題について準備書面を用意する。基準地震動の決め方に根本的な誤りがある。そのことについて主張する。

Q2. 今後の日程は？

井戸弁護士 その次の期日は決まっていないが、次回の我々の主張に対して関電が反論して、それで仮処分の審尋は終了し、裁判所の判断が出されることになる。**全国の裁判の状況を見ると、福井地裁の次にこの滋賀の仮処分について裁判所の判断がだされることになると思う。全国的な意義は大きく、原発再稼働差し止めの大きな流れをつくっていきたい。**

「支える会」の拡大にご協力を  
～入会申し込みはホームページで～

<http://www.nonukesshiga.jp/join>

